

指導分野・指導方針・指定課題

教 員 名	鷲野 明美 教授
指 導 分 野 (テーマ)	①罪を犯した人の社会復帰に向けた支援 ②刑事司法におけるソーシャルワーク
指 導 方 針	(1) 指導を希望する学生へのメッセージ ① 罪を犯した人の社会復帰に向けた支援について 罪を犯した人たちのなかには、貧困、疾病、障害、孤独等の困難を抱えながらも、福祉等の支援が行き届かなかったがために犯罪を行うに至った人たちが数多く含まれています。これに対し、日本では、検察庁、刑事施設、保護観察所、地域生活定着支援センター、福祉関係機関等が連携して、罪を犯した高齢者や障害者等を福祉の支援につなぐことにより、その人たちが生活の安定を図るとともに、そのことによる再犯防止を図ろうとする取り組みを行ってきました。 このような取り組みが全国で展開され、福祉等の支援を必要としている人たちがその人らしい生活を送り、ウェルビーイングの向上を図ることにつながる仕組みが構築されているところではありますが、一方で様々な問題や課題も存在しています。 そこで、本研究では、罪を犯した人の社会復帰に向けた支援の現状と課題を明らかにするとともに、今後我が国が取り組むべき政策に関する提言を行うことも目標としています。 ② 刑事司法におけるソーシャルワークについて 近年、日本では、罪を犯した高齢者・障害者等への福祉的支援の必要性和重要性が認識され、刑事司法と福祉の連携による支援が進められています。これに伴い、検察庁や矯正施設等の刑事司法機関へのソーシャルワーク専門職の配置が進められてきました。本研究では、これら刑事司法におけるソーシャルワークの現状と課題を明らかにするとともに、今後のあり方について検討していきます。さらに、罪を犯した高齢者・障害者等の社会復帰を支えるには、これら刑事司法機関のソーシャルワーカーの実践に加え、地域で活動するソーシャルワーカー、そして、住民、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関との連携による支援が必要不可欠です。このことから、本研究においては、これら様々な立場でのソーシャルワーク実践にも目を向けながら研究することを想定しています。 (2) 指導日程 (予定) 4～5 月：文献や論文を活用した先行研究の分析を行い、研究テーマ・研究目的等を定める。 6 月：章立てと各章の執筆材料（文献、論文、資料等）の整理・検討を行う。 7～8 月：論文執筆を行うとともに、適宜各章の内容の検討を行う。 9 月：論文の 30-50%程度の完成を目標に執筆する。 10～11 月：さらに執筆を進め、適宜各章の内容と論文全体の整合性の検討を行う。 12 月：12 月末完成を目標に執筆する。 1 月：完成論文の最終検討を行う。
指 定 課 題	なし